

細島小学校6年生の保護者の皆様へ

令和2年3月11日
日向市教育委員会教育長

臨時休業に伴う3月分の給食費の取扱いについて（お知らせ）

早春の候となりましたが、皆様におかれましてはご健勝のことと拝察いたします。

また、日頃から本市の学校教育の推進に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜り、心から敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、日向市はもとより、県内のほとんどの市町村におきまして、臨時休業が3月下旬まで延長され、そのまま春休みに入るとともに、春休み中も、現在行っています自宅での待機を継続することとなっております。

小学校生活最後の締めくくりであり、中学校進学という新たな旅立ちでもあるこの大切な時期に、かつて経験したことのないような、全国一斉の臨時休業の措置が要請され、卒業式自体も縮小しての実施を余儀なくされておりることは、卒業生においても、また保護者の皆様におかれましても、大変複雑な想いであると想像しているところです。

日向市教育委員会と致しましても、なんとか実施してやりたいと、断腸の思いで状況を見守っているところでありますけれども、ご理解をいただきますようお願い申し上げる次第です。

さて、臨時休業に伴い、3月の給食が実施できませんでしたので、下記の要領で、既に納入された皆様のうち、指定されている校区内の中学校に進学しない方（市内の他の中学校に進学したり、市外の中学校に進学する方）には、徴収した4,000円を、お一人ずつ全額返金させていただくこととしております。また、指定されている校区内の中学校に進学する予定の方につきましては、返金はせず、中学校進学後の4月分の給食費の一部として充当させていただくことと致しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

<返金する方>

- | | |
|-----------|---|
| 1. 対象者 | 3月分の給食費を既に納入された方で、日向市内の指定された校区内の中学校に入学しない方（市内の他の中学校に入学する予定の方や、市外の中学校に入学する予定の方等） |
| 2. 返金する日 | 3月25日（水）の卒業式当日 |
| 3. 返金する場所 | 卒業式の保護者受付場所 |
| 4. 返金する金額 | 4千円（ただし納入した金額と同額） |
| 5. 持参するもの | 印鑑（当日お忘れの場合も返金いたします。）
(受領書に記名・押印をお願いいたします) |
| 6. その他 | 当日受領できない方には後日お渡しいたします
不明な点は細島小学校事務室までお問い合わせください |

<返金しない方>

- | | |
|----------|---|
| 1. 対象者 | 3月分の給食費を既に納入された方で、日向市内の指定された校区内の中学校に入学予定の方 |
| 2. 今後の対応 | 納入された給食費はそのまま進学する予定の中学校へ引き継ぎ、中学校の4月分の給食費に充当します。ただし、令和2年4月より中学校の給食費は5千円になりますので、4月に差額分の千円と、年度初めに納入していただく給食運営費5百円、あわせて千5百円を徴収させていただくことと致します。 |
| 3. その他 | 不明な点は細島小学校事務室までお問い合わせください |